

文部科学省設置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄） 1

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）
（任務）

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

七十七 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十三号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十八 文化の振興のための助成に関すること。

七十九 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

八十 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

八十一 国語の改善及びその普及に関すること。

八十二 著作者の権利、出版権及び著作権隣接権の保護及び利用に関すること。

八十三 文化財の保存及び活用に関すること。

八十四 アイヌ文化の振興に関すること。

八十五 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

八十六 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十七 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十八 文化功労者に関すること。

八十九 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び

文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十一 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十二 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

2 (略)

(所掌事務)

第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(任務)

第十八条 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務をつかさどる。

(文化審議会)

第二十一条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

二 五 (略)

2・3 (略)